東京地方裁判所立川支部　令和　　年（再イ）第　　　号

個人再生手続開始申立事件

　　　　　　　　　再　生　計　画　案

令和　　年　　月　　日（※１）

　　　　　　　　　　　　　　　　再生債務者

　　　　　　　　　　　　　　　　再生債務者代理人

第１　再生債権に関する一般条項

　１　　権利の変更

　　　再生債権の元本及び再生手続開始決定日の前日までの利息・損害金の合計額の　　％に相当する額（１円未満の端数は切り上げる。）を後記２の弁済方法のとおり弁済し、残元本及び再生手続開始決定日の前日までの利息・損害金の残額並びに再生手続開始決定日以降の利息・損害金の全額について免除を受ける。

　２　弁済方法

　　　再生債務者は、各再生債権者に対し、前記２の権利の変更後の再生債権について、次のとおり分割弁済をする。

　　（分割弁済の方法＝３年０か月）

　　　再生計画認可決定の確定した日の属する月の翌月から３年間は、毎月末日限り、権利変更後の債権額の３６分の１の割合による金員（各弁済期において生ずる　　円未満の端数は切り上げ、最終回で調整する。）を支払う（合計３６回）。

　【少額債権の弁済時期に関する定めをする場合の記載例】

　　　権利変更後の再生債権の額が　　　　円未満の場合は、再生計画認可決定の確定した日の属する月の翌月末日限り全額を支払う。

【５年６０回弁済の場合の記載例（次の文言を付加）】

　　　ただし、再生計画認可決定確定の日から５年を超えない範囲で弁済する。

第２　住宅資金特別条項（民事再生法199条1項）

　１　住宅資金貸付債権を有する債権者の氏名又は名称（民事再生規則99条1号）

株式会社○○○○

契約書の名称を正確に記載してください。

２　対象となる住宅資金貸付債権

令和○○年○○月○○日付○○契約書（以下「原契約書」という。）に基づき、上記債権者が再生債務者に対して有する貸金債権

３　住宅及び住宅の敷地の表示（民事再生規則99条2号）

別紙物件目録記載のとおり

４　抵当権の表示（民事再生規則99条3号）

別紙抵当権目録記載のとおり

５　住宅資金特別条項の内容

再生計画認可決定の確定した日以降、原契約書の各条項に従い支払う。

第３　共益債権及び一般優先債権の弁済方法

　　　共益債権及び一般優先債権は随時支払う。

※１　再生計画案を修正した場合は、修正前の計画案作成日と修正後の計画案

作成日を併記してください。

別紙

　　　　　　　　　　　　　物　件　目　録

１　住宅

　　所　　在

　　家屋番号

　　種　　類

　　構　　造

　　床面積

（所有者　　　　　　）

２　住宅の敷地

　　所　　在

　　地　　番

　　地　　目

　　地　　積

（所有者　　　　　　）

別紙

　　　　　　　　　　　　抵　当　権　目　録

１　□債権者　□保証会社　　　　　　　（登記簿上の表示：　　　　　　）が　有する抵当権

　　　令和　年　月　日付　□金銭消費貸借契約　□保証委託契約　□　　　契約に基づき令和　年　月　日設定した抵当権

　　登記簿上の債権額

　　利　　　　　　息

　　損害金

　　債務者

　　連帯債務者

　　登　　　　　　記　　　　　　　　法務局　　　　□支局　□出張所

　　　　　　　　　　　令和　　年　月　日受付第　　　　号